

地域移行・自立生活援助・地域定着の活用状況

< 指定事業所(実数)と算定事業所(実数) >

地域移行支援			
	指定事業所数	算定事業所数	算定事業所数 / 指定事業所数
合計	4,434	647	14.59%

- * R6年度1年間の中で、1月でも都道府県指定を受けていた指定地域移行支援事業所は4,434事業所である。内、令和6年度1年間で一度でも地域移行支援の利用者が存在した事業所の実数は、647事業所である。

地域定着支援			
	指定事業所数	算定事業所数	算定事業所数 / 指定事業所数
合計	4,283	636	14.85%

- * R6年度1年間の中で、1月でも都道府県指定を受けていた指定地域定着支援事業所は4,283事業所である。内、令和6年度1年間で一度でも地域定着支援の利用者が存在した事業所の実数は、636事業所である。

自立生活援助			
	指定事業所数	算定事業所数	算定事業所数 / 指定事業所数
合計	570	352	61.75%

- * R6年度1年間の中で、1月でも都道府県指定を受けていた自立生活援助事業所は570事業所である。内、令和6年度1年間で一度でも自立生活援助の利用者が存在した事業所の実数は、352事業所である。

	地域移行支援			地域定着支援			自立生活援助		
	実指定事業 所数	実算定事業 所数	実指定事業所 数に占める実 算定事業所数 の割合	実指定事業 所数	実算定事業 所数	実指定事業所 数に占める実 算定事業所数 の割合	実指定事業 所数	実算定事業 所数	実指定事業所 数に占める実 算定事業所数 の割合
合計	4,434	647	14.59%	4,283	636	14.85%	570	352	61.75%
北海道	257	24	9.34%	255	29	11.37%	31	19	61.29%
青森県	79	12	15.19%	79	8	10.13%	3	2	66.67%
岩手県	54	4	7.41%	54	2	3.70%	11	10	90.91%
宮城県	61	4	6.56%	63	6	9.52%	4	2	50.00%
秋田県	59	1	1.69%	59	7	11.86%	2	1	50.00%
山形県	43	5	11.63%	39	7	17.95%	2	2	100.00%
福島県	48	3	6.25%	43	3	6.98%	5	4	80.00%
茨城県	58	3	5.17%	56	4	7.14%	4	3	75.00%
栃木県	67	6	8.96%	67	5	7.46%	5	0	0.00%
群馬県	50	3	6.00%	47	6	12.77%	6	2	33.33%
埼玉県	124	24	19.35%	120	20	16.67%	30	17	56.67%
千葉県	167	35	20.96%	161	25	15.53%	34	19	55.88%
東京都	241	71	29.46%	211	50	23.70%	85	57	67.06%
神奈川県	220	26	11.82%	179	14	7.82%	59	33	55.93%
新潟県	80	13	16.25%	80	17	21.25%	11	7	63.64%
富山県	42	5	11.90%	40	11	27.50%	3	2	66.67%
石川県	72	14	19.44%	72	16	22.22%	11	4	36.36%
福井県	26	1	3.85%	23	4	17.39%	1	1	100.00%
山梨県	31	8	25.81%	29	7	24.14%	10	7	70.00%
長野県	80	18	22.50%	81	24	29.63%	18	13	72.22%
岐阜県	35	3	8.57%	35	1	2.86%	1	1	100.00%
静岡県	73	16	21.92%	67	17	25.37%	10	6	60.00%
愛知県	293	92	31.40%	293	32	10.92%	17	14	82.35%
三重県	25	6	24.00%	22	3	13.64%	3	1	33.33%

	地域移行支援			地域定着支援			自立生活援助		
	実指定事業所数	実算定事業所数	実指定事業所数に占める実算定事業所数の割合	実指定事業所数	実算定事業所数	実指定事業所数に占める実算定事業所数の割合	実指定事業所数	実算定事業所数	実指定事業所数に占める実算定事業所数の割合
滋賀県	25	5	20.00%	25	3	12.00%	8	3	37.50%
京都府	101	7	6.93%	102	10	9.80%	4	3	75.00%
大阪府	591	46	7.78%	586	113	19.28%	38	19	50.00%
兵庫県	180	38	21.11%	173	30	17.34%	26	18	69.23%
奈良県	106	4	3.77%	101	1	0.99%	2	2	100.00%
和歌山県	52	11	21.15%	52	11	21.15%	7	5	71.43%
鳥取県	18	6	33.33%	17	2	11.76%	5	5	100.00%
島根県	62	6	9.68%	60	24	40.00%	8	4	50.00%
岡山県	90	19	21.11%	90	31	34.44%	10	7	70.00%
広島県	119	4	3.36%	116	14	12.07%	4	4	100.00%
山口県	48	2	4.17%	45	4	8.89%	3	2	66.67%
徳島県	33	5	15.15%	32	3	9.38%	4	2	50.00%
香川県	33	2	6.06%	33	0	0.00%	2	0	0.00%
愛媛県	58	11	18.97%	58	9	15.52%	4	3	75.00%
高知県	44	4	9.09%	44	2	4.55%	2	2	100.00%
福岡県	178	24	13.48%	171	16	9.36%	23	13	56.52%
佐賀県	16	6	37.50%	16	2	12.50%	3	2	66.67%
長崎県	58	6	10.34%	55	7	12.73%	6	3	50.00%
熊本県	67	9	13.43%	65	3	4.62%	6	3	50.00%
大分県	67	10	14.93%	67	13	19.40%	13	8	61.54%
宮崎県	78	9	11.54%	78	13	16.67%	10	7	70.00%
鹿児島県	68	12	17.65%	67	7	10.45%	9	7	77.78%
沖縄県	57	4	7.02%	55	0	0.00%	7	3	42.86%

地域移行・地域定着の推進について
(地域生活支援拠点等の整備及び機能充実)

熊本県障がい者支援課
企画共生班

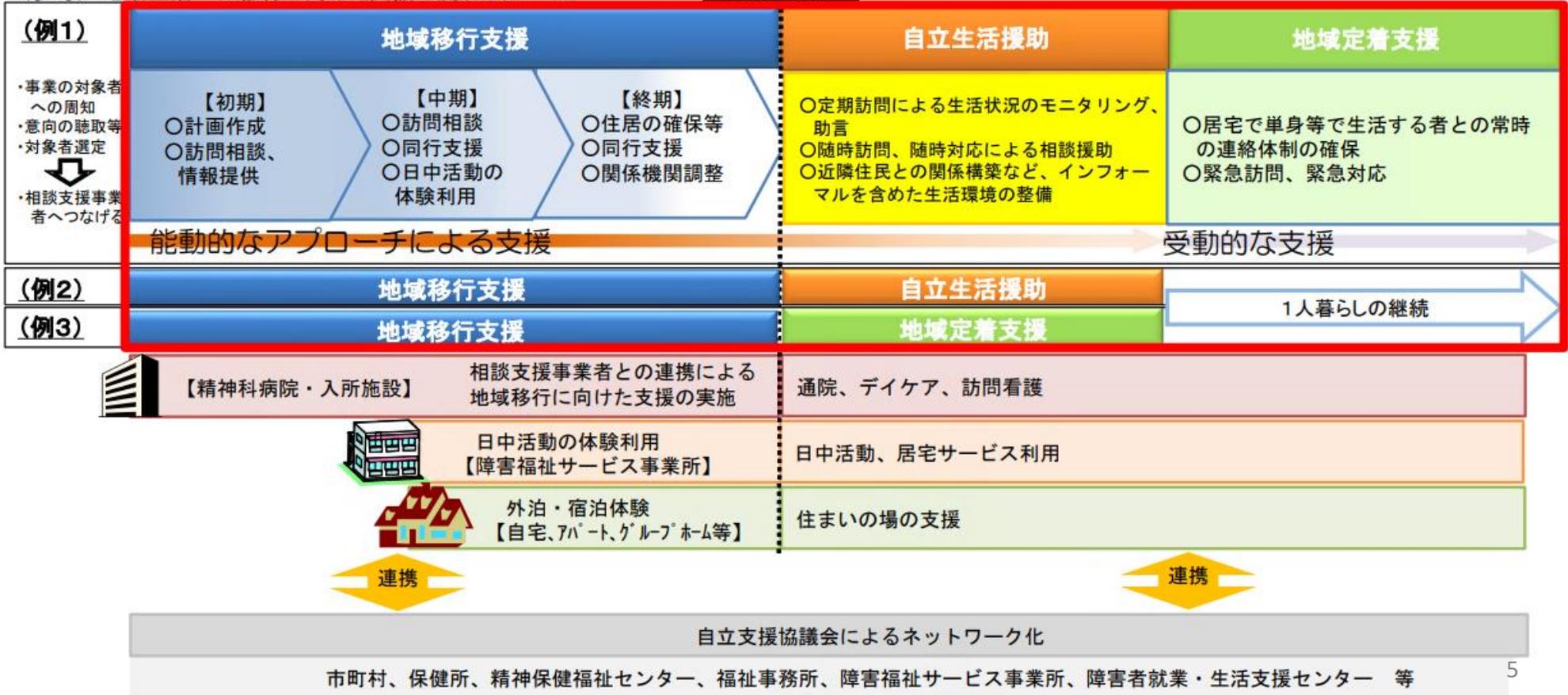
障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施

- 地域移行支援：障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：6ヶ月間】
- 自立生活援助：グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：1年間】
- 地域定着支援：居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：1年間】

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)

退院・退所



地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

【地域生活支援拠点等が担うべき機能（改正後の障害者総合支援法第77条第3項）】

- ① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
- ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等
- ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

- 市町村は、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる、地域における生活への移行及び継続を希望する障害者等に対して、上記の機能を整備する。
- 都道府県は、管内市町村における整備や機能の充実にに向けた広域的な見地からの助言、その他の援助を行う。

本人・家族等の支援のネットワーク(イメージ)

市町村(整備・設置主体) *複数の市町村で共同設置可

地域生活における安心の確保

障害者

日常的な生活支援
・相談支援事業者
・サービス事業者
等

○ 地域生活支援拠点等

(地域生活の緊急時対応や地域移行を推進する機能を地域で整備)

拠点コーディネーター

緊急時に備えた相談・緊急時の対応

地域移行の推進(体験の機会・場の確保等)

地域生活への移行・継続の支援

地域移行に関する支援
・医療機関からの地域移行
・入所施設からの地域移行
・親元からの自立
等

○ 基幹相談支援センター(地域の相談支援の中核機関)

○ 協議会(個別事例を通じた地域課題の共有、地域の支援体制の整備に向けた協議の場)

都道府県(管内市町村における整備や機能の充実にに向けた広域的な支援)

3 地域生活支援拠点等が担うべき機能

地域生活支援拠点等については、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行、親元からの一人暮らし等への移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等（以下単に「緊急事態」という。）や地域生活障害者等が希望する地域移行に向けた支援についての機能を担うものである。

具体的には、法第77条第3項各号に掲げる事業を適切に実施するため、以下の（1）から（4）までの機能について、地域の実情において、複数の拠点関係機関が分担して担うこととなる（共同生活援助事業所や障害者支援施設等に付加する「多機能拠点」を整備することも可能）。

（1）相談

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

（2）緊急時の受け入れ・対応

短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

（3）体験の機会・場

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。）

（4）専門的人材の確保・養成等

医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

4 地域生活支援拠点等の機能強化について

（1）拠点コーディネーターの配置

拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担うコーディネーター（以下「拠点コーディネーター」という。）は、地域生活支援拠点等の機能を充実させるため、整備の主体である市町村とともに、効果的な支援の連携体制を構築することを目的に配置する。

【令和6年度新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月

* 拠点コーディネーター1名につき100回/月を上限（地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援）

（2）地域生活支援拠点等の機能を担う機関の拡充について

地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等を拡充することにより、地域の支援体制の強化を図る。

- ① 緊急時に備えた相談等を実施する相談支援事業所や日中活動系サービス事業所等
- ② 緊急時に支援を提供する短期入所事業所や訪問系サービス事業所等
- ③ 体験の場を提供する共同生活援助事業所や日中活動系サービス事業所等
- ④ その他地域生活支援拠点等の機能の充実に必要な関係機関

（3）専門的人材の確保・養成等について

障害特性に応じた支援を行える人材を確保・養成するための研修等の実施や、地域の連携体制を充実するための関係機関の会議の実施等、地域生活支援拠点等の機能の充実に必要な事業を実施する。

- ① 地域の実情に合わせて専門的人材を育成する研修等の実施（都道府県で実施する研修等の活用も含む）
- ② 地域生活支援拠点等の検証・検討等を行う協議の場の実施や協議会、事業所の連絡会等を活用
- ③ その他地域生活支援拠点等の機能強化に必要な事項

4 地域生活支援拠点等の機能強化について

（1）拠点コーディネーターの配置 ～拠点コーディネーターの具体的な業務例について～

① 地域の連携体制の構築に係る業務例

- ・ 市町村担当者や各行政機関、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関（以下「拠点関係機関」という。）と日頃から情報連携や協議会の参画等を通じて連携体制を構築する。
- ・ 地域生活支援拠点等の機能を担う短期入所事業所や日中活動系サービス事業所、医療機関等と日頃から情報連携等を行いながら緊急受入体制の構築を図るとともに、地域生活支援拠点等の機能を担う関係機関の拡充を図る。
- ・ 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等との情報連携等を通じて地域移行に係る連携体制を構築する。

② 障害福祉サービス等を利用していない対象者への支援に係る業務例

- ・ 平時からの相談として、行政機関（市町村障害者相談支援事業の受託事業所含む）等と連携して相談支援機関に繋げる、緊急時に備える等の相談業務を行う。
- ・ 緊急時には、行政機関等と連携して対応する（行政機関のほか、地域の実情に応じて必要な関係機関等と連携して支援。直接的な支援の実施も含む。）。

③ 障害福祉サービス等の利用者への個別支援に係る業務例

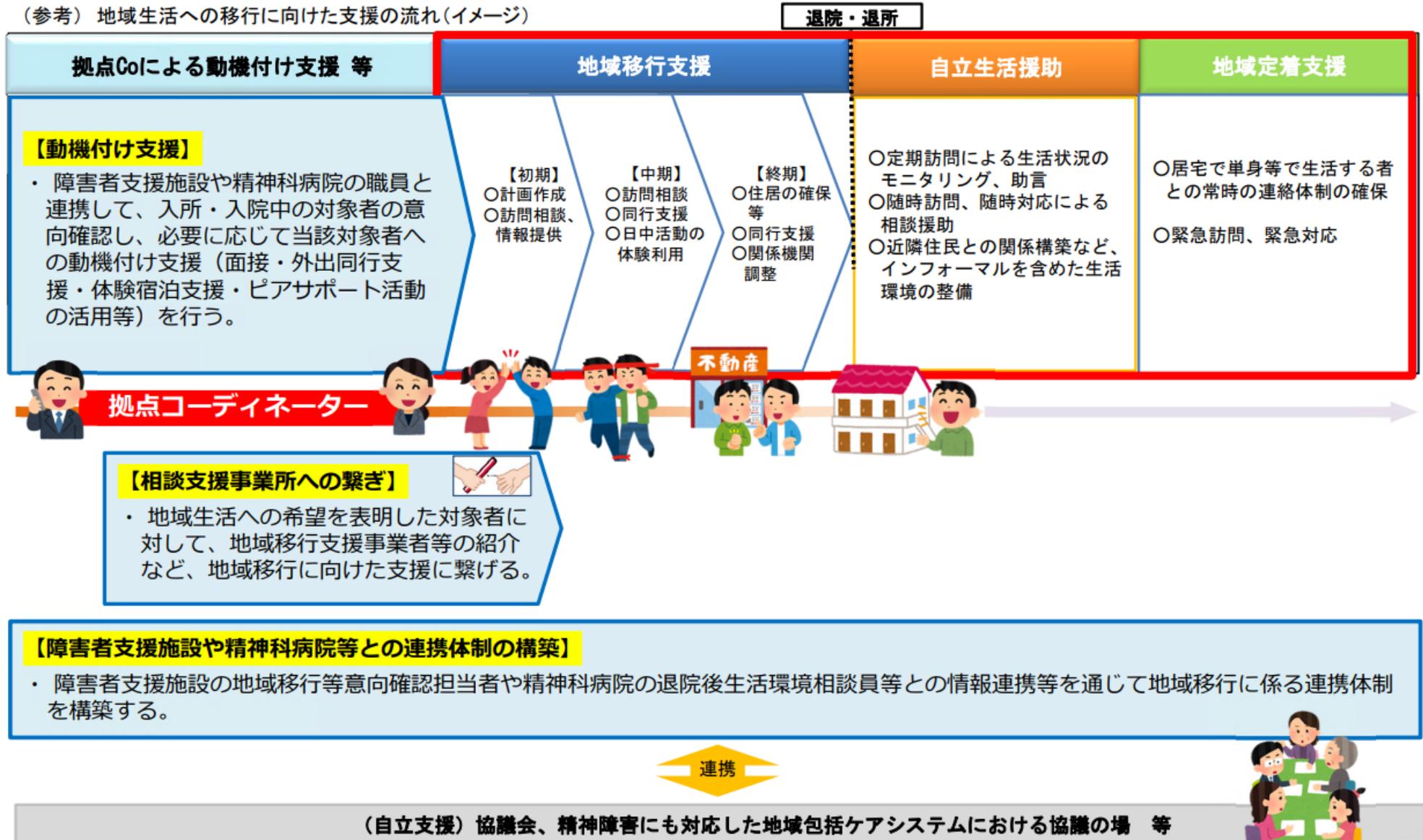
- ・ 平時からの相談として、基幹相談支援センターと連携して指定特定相談支援事業所等をバックアップする（相談支援専門員が備える緊急時対応へのサポート等）。
- ・ 緊急時の対応として、指定特定相談支援事業所が、短期入所等の調整を実施する際に、対応する短期入所事業所や医療機関等が見つからない等の時に相談に応じ、受入先を一緒に探す、対応方法を一緒に考える等、必要に応じてバックアップする。

④ 障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の者への支援に係る業務例

- ・ 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等の職員と連携して、入所・入院中の対象者の意向確認し、必要に応じて当該対象者への動機付け支援（面接・外出同行支援・体験宿泊支援・ピアサポート活動の活用等）を行う。
- ・ 地域生活への希望を表明した対象者に対して、地域移行支援事業者等の紹介など、地域移行に向けた支援に繋げる。

地域移行に係る拠点コーディネーターの役割(例)

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)



地域生活支援拠点等機能強化加算について

○ 地域生活支援拠点等機能強化加算（500単位/月）

- ① 「計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供又は相互に連携して運営」

計画相談
支援

障害児
相談支援

地域移行
支援

地域定着
支援

自立生活
援助

- ・ 障害特性に応じた高い専門性を必要とする対象者の生活支援のニーズに合わせて支援を提供できる体制を確保している

* 地域生活支援拠点等機能強化加算において、この5つのサービスの総称を「拠点機能強化サービス」とする。

- ② 「かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担う拠点コーディネーターを常勤で1以上配置した場合。」

拠点機能強化
サービス



拠点コーディネーターが
常勤専従で配置されている



市町村が地域生活支援拠点等
として位置づけている

- * 上記3点の要件を満たしている事業所を「拠点機能強化事業所」と称する。
- * 拠点機能強化事業所は、「地域生活支援拠点等機能強化加算」を算定することができる。

- ③ 「拠点コーディネーターを配置した当該相談支援事業所等（拠点機能強化事業所）は、配置した拠点コーディネーター1人につき、合計100回/月までの算定を可能とする。」

「拠点コーディネーターの役割は、地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことを当該相談支援事業所等は留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。」



拠点コーディネーターを1名配置 …… 拠点機能強化事業所は、合計で月100/回地域生活支援拠点等機能強化加算を算定することができる。



拠点コーディネーターを2名配置 …… 拠点機能強化事業所は、合計で月200/回地域生活支援拠点等機能強化加算を算定することができる。

- * 地域生活支援拠点等機能強化加算は、拠点コーディネーターの person 費に充当することを想定している。ただし、その他拠点コーディネーターの旅費や通信費といった活動費等、拠点コーディネーター機能にも活用できる。

熊本県内の地域生活支援拠点等の整備状況（R7.7.1時点） 1 / 2

国の公表資料を
一部改編

市町村名	地域生活支援拠点等の整備		拠点コーディネーターの配置状況			
	整備済	複数の市町村で設置する 共同整備の状況	配置の有無	拠点コーディネーターの配置に要する人件費等及び配置人数（人）		
				障害福祉サービス等報酬 「地域生活支援拠点等機能強化加算」 の活用による配置	地域生活支援事業 「地域生活支援拠点等・ ネットワーク運営推進事業」 の活用による配置	その他の事業の活用や 自治体独自の配置等
熊本市	○	-	○			9
荒尾市	○	有明圏域	-			
玉名市	○	有明圏域	-			
玉東町	○	有明圏域	-			
南関町	○	有明圏域	-			
長洲町	○	有明圏域	-			
和水町	○	有明圏域	-			
山鹿市	○	-	○	1		
菊池市	○	-	○			1
合志市	○	-	-			
大津町	○	-	-			
菊陽町	○	-	○			1
阿蘇市	○	阿蘇圏域	-			
南小国町	○	阿蘇圏域	-			
小国町	○	阿蘇圏域	-			
産山村	○	阿蘇圏域	-			
高森町	○	阿蘇圏域	-			
西原村	○	阿蘇圏域	-			
南阿蘇村	○	阿蘇圏域	-			
宇土市	○	-	○			(1)
宇城市	○	-	○			(1)
美里町	○	-	○			(1)

圏域で
1名配置

熊本県内の地域生活支援拠点等の整備状況（R7.7.1時点） 2 / 2

市町村名	地域生活支援拠点等の整備		拠点コーディネーターの配置状況			
	整備済	複数の市町村で設置する 共同整備の状況	配置の有無	拠点コーディネーターの配置に要する人件費等及び配置人数（人）		
				障害福祉サービス等報酬 「地域生活支援拠点等機能強化加算」 の活用による配置	地域生活支援事業 「地域生活支援拠点等・ ネットワーク運営推進事業」 の活用による配置	その他の事業の活用や 自治体独自の配置等
御船町	○	上益城圏域	-			
嘉島町	○	上益城圏域	-			
益城町	○	上益城圏域	-			
甲佐町	○	上益城圏域	-			
山都町	○	上益城圏域	-			
八代市	○	八代圏域	-			
氷川町	○	八代圏域	-			
水俣市	○	水俣芦北圏域	-			
芦北町	○	水俣芦北圏域	-			
津奈木町	○	水俣芦北圏域	-			
人吉市	○	人吉球磨圏域	-			
錦町	○	人吉球磨圏域	-			
多良木町	○	人吉球磨圏域	-			
湯前町	○	人吉球磨圏域	-			
水上村	○	人吉球磨圏域	-			
相良村	○	人吉球磨圏域	-			
五木村	○	人吉球磨圏域	-			
山江村	○	人吉球磨圏域	-			
球磨村	○	人吉球磨圏域	-			
あさぎり町	○	人吉球磨圏域	-			
上天草市	○	-	-			
天草市	○	-	○			
苓北町	○	-	-			

地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業（地域生活支援事業）

1 事業の目的

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和4年障害者総合支援法等の一部改正法により、令和6年4月1日から、地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務化が設けられた。
また、障害福祉計画の国の基本指針（告示）により、令和8年度末までの地域生活支援拠点等の全市町村における整備や、コーディネーターの配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制等の構築について、成果目標として掲げたところである。
 - 上記を踏まえ、**地域生活支援拠点・ネットワークの整備促進及び機能の充実・強化**に対応するため、必要な事業を実施する。
- ※ 地域生活支援事業の既定メニューである「地域移行のための安心生活支援」を本経費に組み替える。

2 事業の概要

- 地域生活支援拠点・ネットワークの運営や機能の充実等に要する経費に対し、補助を行う。
 - ・ 専門的人材の確保・育成
 - ・ 協議会や基幹相談支援センターとの連携による地域課題のフィードバック
 - ・ 支援ネットワークの構築 等

※ 地域生活支援拠点等において情報連携等の業務を担うコーディネーターの配置等に要する経費について、障害福祉サービス等報酬の算定要件を満たすまでの間は、本事業による補助を可能とする（令和6年度）。
- 地域生活支援拠点・ネットワークが担うべき機能（改正後の障害者総合支援法第77条第3項）
 - ① 居宅で生活する障害者の緊急時における相談や、宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
 - ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供
 - ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

3 実施主体等

- ・実施主体：市町村
- ・補助率：国：1/2以内 都道府県：1/4、市町村：1/4

6 障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付ける際の手順

- 市町村が障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付けるに当たっては、以下の手順を経ることを基本とし、単に事業所から地域生活支援拠点等であることを運営規程に規定する旨の届出があったことのみをもって加算を算定することは認められないものであること。

主な手順

- (1) 市町村が事業所を地域生活支援拠点等に位置づける手続き
 - (ア) **市町村と事業所等で事前協議**
 - (イ) 事業所による準備（市町村への届出を作成して提出等）
 - (ウ) **市町村から事業所へ地域生活支援拠点等に位置づけることの通知**
 - (エ) その他市町村が必要とする手続き等
- (2) 事業所が地域生活支援拠点等に関する加算を算定する手続き
 - (オ) 運営規程の変更
 - (カ) 事業所から都道府県等の事業所の指定権者へ加算の届出を提出（運営規程変更と**市町村の通知**を添付等）
 - (キ) その他都道府県等の事業所指定権者が必要とする手続き



6 障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付ける際の手順

市町村と事業所等との事前協議

(1) 事前協議

地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と当該事業所の管理者等を含む関係者との間で、以下の項目等について事前に協議し、当該加算を活用した整備の方向性を共有する。

- ・ 地域生活支援拠点等の整備状況の確認と整備促進における課題等
- ・ 実際に支援を行う場合の連携方法等
- ・ 整備状況の公表に係る周知方法等

* 一覧表のようなリストでの周知方法や地図上で協力事業所の分布状況を共有する等、市町村の工夫で取り組む。



さらに、拠点機能強化事業所の場合には、

- ・ 拠点コーディネーターの業務と役割、配置人数等
- ・ 拠点コーディネーターを担う人材及び加算算定事業所の確認、特に複数の事業所が相互に連携して運営する場合には、それぞれの事業所の算定回数を目安及び拠点コーディネーターの人件費等の負担割合等
- ・ 連携会議の開催方法等

について、その他の地域生活支援拠点等に係る加算の届出に際しては、

- ・ 拠点関係機関との連携担当者（計画相談支援及び障害児相談支援を除く。）

についても事前協議を行うこと。

<主な手順>

市町村が事業所を地域生活支援拠点等に位置づける手続きとしては、上記の事前協議を経て、事業所による準備（市町村への届出を作成して提出等）、**市町村から事業所へ地域生活支援拠点等に位置づけることの通知**等、**事業所が地域生活支援拠点等に関する加算を算定する手続き**（運営規程の変更、事業所から都道府県等の事業所の指定権者へ加算の届出を提出）を行う。

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和8年3月に告示予定。
計画期間は令和9年4月～令和12年3月※。 ※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する

基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 五 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方 **【新規】**

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 福祉施設から一般就労への移行等
- 四 障害児支援の提供体制の整備等
- 五 地域生活支援の充実
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上 **【新規】**
- 八 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和8年3月に告示予定。
計画期間は令和9年4月～令和12年3月※。 ※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する

基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 五 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方 **【新規】**

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 福祉施設から一般就労への移行等
- 四 障害児支援の提供体制の整備等
- 五 地域生活支援の充実
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上 **【新規】**
- 八 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

相談支援（基幹・協議会・拠点等）に係る次期障害福祉計画等の基本指針案について

Point!

次スライド以降は、令和8年1月19日に開催された第154回社会保障審議会障害者部会・第18回こども家庭審議会障害児支援部会の資料1-2「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて」のうち、地域生活支援拠点等に係る部分を抜粋したものです。

あくまで現時点の次期障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本指針の改正案についての情報提供となりますので、告示までの間、国において修正等があり得ることを御承知おきください。

相談支援（基幹・協議会・拠点等）に係る次期障害福祉計画等の基本指針案について

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

※下線は国の見直し予定箇所

一 基本理念

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画等を作成することが必要である。

1～2 略

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

特に、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があり、例えば、医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者などの重度障害者であっても、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保する。

(続く。)

相談支援（基幹・協議会・拠点等）に係る次期障害福祉計画等の基本指針案について

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

一 基本理念

（続き）

また、市町村は、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等を整備する必要がある。その際、障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えて、障害種別にかかわらず、これらの機能をさらに強化する必要がある。

こうした拠点等の機能強化に当たっては、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。なお、地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保する必要がある。

さらに、・・・略

また、地域の支援体制を構築する上では、強度行動障害や高次脳機能障害を有する児者、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者、発達障害児者、盲重複障害児者、ろう重複障害児者など、様々な障害特性に応じた支援体制の構築が重要である。そうした地域のきめ細かいニーズを踏まえた上で、サービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等を図ることが必要である。

相談支援（基幹・協議会・拠点等）に係る次期障害福祉計画等の基本指針案について

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

二 障害福祉サービス提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、一の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

1～2 略

3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練等の推進により、入所等から地域生活への移行の促進、安定した地域生活の継続を進める。

障害者が希望する一人暮らし等を実現するため、これらのサービスと居住支援法人との連携を推進する。また、住宅部局とともに、居住支援協議会に参画することを通じて、居住サポート住宅等も活用し、希望する障害者への一人暮らし等に向けた支援等の充実を図る必要がある。

さらに、一の3に掲げる体制の整備による地域生活への移行の支援及び地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等に拠点コーディネーターを配置して、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、人材の確保及び養成、関係機関の連携等を進めることで、地域における効果的な支援体制を構築する。

なお、障害者支援施設を地域生活支援拠点等とする際には、当該障害者支援施設については、小規模化等を進めるとともに、地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域生活への移行、地域との交流機会の確保、地域の障害者等に対する支援を行うことなど、地域に開かれたものとする必要がある。

また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備を行う場合には、個々の機関が有機的な連携の下に障害者等に対する支援を確保していることが必要である。

相談支援（基幹・協議会・拠点等）に係る次期障害福祉計画等の基本指針案について

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

三 相談支援に関する基本的考え方

2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

相談支援体制の構築が進むことに伴い、障害者支援施設の入所者へのサービス等利用計画の作成や当該計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。）を行うことを通じて、地域生活への移行のための支援に係るニーズが顕在化することも考えられることから、障害者支援施設等、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所又は精神科病院に入院している障害者等の数等を勘案した上で、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図る必要がある。

さらに、障害者支援施設等又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障害者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図っていくことが重要である。

3 略

相談支援（基幹・協議会・拠点等）に係る次期障害福祉計画等の基本指針案について

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

※成果目標

五 地域生活支援の充実

障害者の地域生活への移行支援及び地域生活支援を充実させるため、令和十一年度末までに、各市町村は、地域生活支援拠点等（複数市町村による共同整備を含む。）を整備し、当該市町村の全ての日常生活圏域を支援の対象とすることを基本とする。

また、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を更に進める観点から、これらの地域生活支援拠点等に拠点コーディネーターを配置すること、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者を配置すること、及び、年一回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況（地域生活支援拠点等の各機能が果たされているかの状況）を検証及び検討することを基本とする。

相談支援（基幹・協議会・拠点等）に係る次期障害福祉計画等の基本指針案について

第三 計画の作成に関する事項

二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項

2 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(三) 地域生活支援拠点等の機能の充実

地域生活支援拠点等の機能の充実については、地域レベルでの取組の基礎とするため、障害者等の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、課題に応じてどのような機能をどの程度備えるべきかについて、障害福祉サービスや相談支援等のニーズ、既存の障害福祉サービスや相談支援等の整備状況、基幹相談支援センターの設置状況等、地域の実情に応じて、地域生活支援拠点等として目指すべき姿を検討することが求められる。

このため、地域生活支援拠点等を運用していく中で明らかになった課題、例えば、現状の地域生活支援拠点等だけでは対応が困難な地域や障害種別、障害特性等については、協議会等を活用することで情報を共有し、機能を補完する方策の検討や関係者への研修の実施等を通じて、地域生活支援拠点等が地域のニーズや課題に応えられているか、機能の水準や充足状況は十分であるかについて継続的に検証及び検討を行うことで、障害者やその家族等の生活を地域全体で支える体制を構築する必要がある。当該検証及び検討に当たっては、地域生活支援拠点等に関する全ての機関及び人材の有機的な連携を図ることを意識するとともに、都道府県障害福祉計画とも調和が保たれたものとする必要がある。

相談支援（基幹・協議会・拠点等）に係る次期障害福祉計画等の基本指針案について

第三 計画の作成に関する事項

三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項

2 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み並びにその見込量の確保のための方策

(三) 地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた市町村支援等

地域生活支援拠点等の機能の充実については、都道府県は二の二の(三)における検証及び検討の際に、都道府県内の市町村を包括する広域的な見地から、施設入所支援の利用者数の見込み等を集約するとともに、各市町村から地域生活支援拠点等の運営に関する検証及び検討状況等の聞き取りを行い、市町村障害福祉計画との調整を図るものとする。また、都道府県は、市町村における地域生活支援拠点等の整備（複数市町村における共同整備を含む。）に当たって必要な支援を行うとともに、地域生活支援拠点等の機能の充実に資するよう、運営に関する研修会等の開催や管内市町村における好事例の紹介、現状や課題の共有等、必要な支援を継続的に行う必要がある。

相談支援（基幹・協議会・拠点等）に係る次期障害福祉計画等の基本指針案について

Point!

地域移行・地域定着の推進

- 障がい者が希望する地域生活の実現のため、適切な意思決定支援の推進、地域生活支援拠点等の機能充実、社会資源を最大に活用した提供体制の整備に取り組むこと。
- 様々な障がい特性、地域のきめ細かいニーズを踏まえたサービス提供体制、専門人材の育成・確保に取り組むこと。
- 地域生活へ移行した後の地域への定着、住み慣れた地域での生活のために、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助に係るサービス提供体制の充実に取り組むこと。

地域生活支援拠点等の機能充実

- 地域生活支援拠点等の整備に当たっては、地域を限定せず日常生活全域を対象として、地域生活支援拠点等の目指すべき姿（どのような機能をどの程度備えるか）を検討すること。
- 現状の地域生活支援拠点等が抱える課題は協議会を活用し、継続的に検証・評価を行うとともに、各機能の充実に取り組むこと。
- 地域生活支援拠点等にコーディネーター、連携担当者を配置し、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関との有機的な連携等を進めること。